第1回生涯学習審議会
資料2-2

町田市生涯学習審議会の概要について

町田市生涯学習審議会条例

平成２３年６月３０日

条例第２９号

生涯学習部生涯学習総務課

（設置）

第１条　町田市における豊かな生涯学習社会の実現に資するため、町田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、町田市生涯学習審議会（以下「審議会」という。）を置く。

２０２４年度は、計３回の会議を予定しています。

（所掌事務）

第２条　審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

（１）　生涯学習の振興及び社会教育(体育及びレクリエーションの活動を含む。以下同じ。)についての基本方針、施策及び事業に関する事項

（２）　前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

２　審議会は、前項第１号に掲げる事項について、教育委員会に意見を述べることができる。

（組織）

第３条　審議会は、委員１５人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

（１）　学識経験を有する者　２人以内

（２）　学校教育の関係者　２人以内

（３）　家庭教育の向上に資する活動を行う者　１人

（４）　生涯学習又は社会教育の関係者　８人以内

（５）　公募による市民　２人以内

第７期の内訳は、次のとおりです。
①学識経験者（２人）
②学校教育の関係者（２人）
③家庭教育の向上に資する活動を行う者（１人）
④生涯学習又は社会教育の関係者（７人）
・町田市シルバー人材センター（１人）
・学校支援ボランティアコーディネーター（１人）
・生涯学習センター運営協議会委員（１人）
・図書館協議会委員（１人）
・市民文学館運営協議会委員（１人）
・地域活動サポートオフィス（１人）
・社会福祉協議会（１人）
③公募による市民（２人）

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。ただし、原則として、４回を限度とする。

第７期の任期は、２０２６年３月３１日までです

（臨時委員）

第５条　教育委員会は、特別又は専門の事項を調査し、審議するために必要があると認めるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

２　臨時委員の任期は、当該特別又は専門の事項の調査審議が終了したときまでとする。

（会長等）

第６条　審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（部会）

第７条　専門の事項を調査するため、審議会に部会を置くことができる。

２　部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

３　部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

４　前各項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。